

会 議 録			
会議名	第9回市貝町自治基本条例町民検討委員会作業部会		
日時	平成29年4月12日(水) 17:00~19:00		
場所	市貝町役場2階大会議室		
出席者	部会員10名 事務局3名		
傍聴可否	可	傍聴者	0名
会議次第	1 開会 2 部会長あいさつ 3 議題 (1) 中間報告を受けての議会からの意見について (2) 次回(5/18(木)第10回作業部会)の議題について 4 その他 5 閉会		
会 議 内 容			
1	開会：事務局		
2	部会長あいさつ 今まで意見を絞りに絞ってきた。議会の承認が得られるように個人の意見を共有して、どのような形で考えていくか丁寧に議論し検討会にあげていきたい。宇都宮大学の学生さんも新たに交えて意見を出し合っていきたい。		
3	議題 (1) 中間報告を受けての議会からの意見について		
	部会長	第1章では基本的な事柄を述べ、位置づけとして重要な部分である。自治基本条例をもとに振興計画を作り、町をよくしていく条例にする。誠意をもって議員さんの意見を対応していきたい。条例では、町民がまちづくりに関する基本的事項を共有し町民がまちづくりの主役であるとし、町の機関で行うことにしなかった。 住民投票において、町民の意味を広くとり、町内に住んではないが企業で働いている方にも市貝町のまちづくりに関わって欲しい。総合計画づくりも町外からの方も巻き込んで行いたい。	
	部会員 a	今の条例では、議員は責務として住民の意見しか聞かないと、とらわれかねない。町民から議員を選んでいないので、議員への意見を言うことができない文言になる。町外の方への意見もお聞きして反映できるようにすべきだが、住民と書いてしまうと狭い閉鎖的な状況になってしまう。全ての条例で、町民の定義に基づいて運営していかないというのは、横暴になってしまうのではないか。 自治基本条例は、行政と住民同士の関係性を見直すための条例である。議員が考える住民主体と、住民が考える住民主体には違いがある。	
	部会長	議員は複数の立場であり、住民は個人になり、押しつけをせず、議員は調整役として改善させ吸収し、工場での発展や環境問題、町の発展に関わり考慮してほしい。町民としてしまうと反発が出てくる可能性がある。	

<p>部会員 a 部会長</p>	<p>条例違反に対する罰則を設けた時点で、まちづくりには繋がらない。</p> <p>自治基本条例のベースは努力企業であり、目標に達するため活動してくださいという行政のお願いの意味をこめた条例であるので、議員の到達点を明確に意見していくべきである。</p> <p>責務ということになると、まちづくりの参加が強制になってしまうので、消極的な方がいても仕方ない。定義した条例に縛られる必要はなく、議会の位置づけは、選挙によって選ばれた議員が組織するとして進めていく。（部会員の意義なし）</p> <p>第2章では、権利と責務ということになっているが、責務とすると義務的になり子供が読む時にもわかりやすくするためにも責任に統一していく。（部会員の異議なし）</p> <p>第2章第5条2項においての、請願・陳情を含む表明に対しては、広い意味でとらえていく。（部会員の意義なし）</p> <p>今後、公募するとき町民（他町の住民で市貝町で働いている方等）も公募できる旨を伝え閉鎖的にならないように柔軟にしていく。地域社会がまわるように、外からの公募も認証しても、内だけの取り決めでも行えるよう状況に合わせていくという考え方にする。（部会員の意義なし）</p> <p>第7条に関して、これからの議会の流れは政策立案であり、地域の生き残り手段として行うべきであり、政策立案がなじまないとは議会がいつてはならない。</p>
<p>部会員 a</p>	<p>民間企業も、議会に立案してもらいたい認識はあるはずであり、議員としての立案はできるはずである。</p>
<p>部会員 b 部会長</p>	<p>政策立案の部分がなじまないと思うのは理解しがたい。</p> <p>議会に立案にも関わっていただきたく、具体的なきちんとした広くわかりやすい議会基本条例を期待している。議員個人として決めるのではなく、議会で決めていくものであり、積極的に政策立を進めて議会で決めて欲しい。7条全般については、内容をおおざっぱに作成していたが議会条例を議員の方々でつめていただきたい。</p>
<p>部会員 c 部会長</p>	<p>下野市や真岡市の基本条例は細かく書いてある。</p> <p>子供達にも伝わるように議会の基本条件としてアプローチしていく。議員は、町民の代表者ではなく、「住民」の代表であり、他町から働きに来ている代表ととらえるのは、考え方の違いによるものとしかいいえない。</p> <p>第12条の危機管理のなかでの町民の定義も関わりがある。</p>
<p>部会員 a</p>	<p>地域防災において町が主導権を担う点については、激甚災害に指定を受けたときは、まちづくりにおいて行政の視点からすると町民の権利を守るために行政主導でやるべきであるが、簡易的な自然災害の場合、住民主体が前提であり、町の主導権をとるという後押しは、雪害になった場合、行政が主導で全部やるという考えになる。主導権をとるのは、第1項にあるが、町民の権利を守ると記載され、緊急事態に備えて町民の権利を守ることになる。第2項での地域防災の考えは町民に命令しているように思われ反発されかねない。緊急時に備え地域において災害を守ろうと認識して連携を図り、町民同士のつながりをつくるといれないと行政の責任が重くなる。実際、3.11のとき住民の方々は、ハウスの中で暖をとるなど災害対策は行っていた。</p>

<p>部会長</p>	<p>3.11 のときは企業の力が大きくて、行政は食支援をしていた。とらえ方の違いになってくる。（部会員の意義なし）</p> <p>第 13 条の市貝町情報公開に関する条例において対象となる実施機関に議会も入っているが、議会という文言は議会基本条例で決めていただけたらと抜いていた。</p>
<p>部会員 a</p>	<p>第 7 条 2 項にも公正で誠実な議員活動とあるので、議員さんにもやっていただくことで削除していた。</p>
<p>部会長</p>	<p>将来的には議会基本条例とダブル可能性があり習っていただけたらありがたい。（部会員の意義なし）</p> <p>第 16 条は、まちづくりのためにつくり、自治基本条例は自治会だけではないが、大きな条例の一つである。第 16 条の表現は軽すぎてしまったが条例の先の部分として町民の意見を反映し町に提言していけると考えている。</p> <p>第 17 条は議会で重要なことになる。</p>
<p>事務局</p>	<p>第 17 条の 2 項にでてくる「5 分の 1 以上」の署名をもって、町長に対し住民投票の実施を請求することができるという数値の根拠は、他団体で設けているところはないが、5 分の 1 あれば、意見の尊重ができ重要視しなければならない数値であるという根拠から決定していた。</p>
<p>部会員 a</p>	<p>住民の定義づけがないから、議員は町民の代表ではないということを言っているにすぎない。</p>
<p>部会長</p>	<p>議員は住民の代表、議員の声は住民の声というように、町民という表現よりは住民の表現のままに進めていく。議員は住民の代表という意味を打ち出し、住民の代表は議員、そこから構成する議会という視点には考え方の違いがある（部会員の意義なし）</p> <p>第 19 条 2 項に福祉関係の内容はないが、第 8 条において記載しており、福祉については、町の責任となっていない。これからのまちづくりのなかに、福祉も入れていくべきなのか。</p>
<p>部会員 a</p>	<p>公共の福祉となると範囲が広がってしまう。福祉はまちづくりの一貫である。公的サービスとは一緒にしないほうがよいが、地域のコミュニティの関係性で福祉を見守り、カバーしていきたい。これからのまちづくりに具体的が求められていく。簡単には公共の福祉といれられない。基本構想にも住民参加型のまちづくりと明記があり、基本条例にも盛り込む必要はないのではないか。</p>
<p>部会長</p>	<p>公共の福祉といれこむところはなく、地域のコミュニティの助け合いで福祉がカバーできたらいい。（部会員の異議なし）</p> <p>第 19 条 2 項 4 号にある、市貝町の歴史・文化を後世に伝えるため、重要性を認識します。という文言では、ごちなく簡単すぎてしまうが、以前にも議論していた文化財を条文解釈のなかにも取り入れて、町民、議会、町は、市貝町の歴史や伝統文化、文化財のもつ学術、芸術そしてまちづくりの重要性を認識し、それらの保存継承に努めます。という文言で条文解釈は検討していく。（部会員の意義なし）</p>

(2) 次回(5/18(木)第10回作業部会)の議題について

- ・住民の意見を取り入れるべく、町の対応として報告書を回覧し、意見収集を行う。
- ・シンポジウムの意見交換の場を5月下旬～6月上旬の土曜に開催する。
- ・第11回作業部会は、6/28(水)に開催予定。

4 その他(事務局)

「いちかいまち」の頭文字6文字のカテゴリーと文章について、議会でも決めてもらえるように検討していく。

「い」生物・自然

いちかい町は、タカの仲間の『サシバ』が飛来する豊かな自然に恵まれています。

「ち」伝統文化

ちいきの中には、武者絵をはじめとするたくさんの伝統が根付いています。

「か」観光

かず多くの人を魅了する芝ざくら公園のほかにも楽しめる場所がたくさんあります。

「い」情報・特産品

いま、を発信する道の駅サシバの里いちかいには新鮮な野菜や加工品が多くあります。

「ま」景観

まちの豊かな自然がもたらす景観が多くあります。

「ち」人間性

ちょうみんなのみんなが礼儀正しく、元気にあふれるまちです。

5 閉会

以上、会議の概要について記録いたします。

会議の様子

